

平成20年度からの国民健康保険税について

平成20年10月から

納付方法が変わります。(特別徴収の導入)

65歳から74歳までの世帯主を対象に、年金から保険税(2カ月に相当する分)を差し引いて納めていただくこととなります。
※次の条件をすべて満たす人(世帯主)が対象となります。

- ①世帯主が国民健康保険の被保険者であること
- ②世帯内の国民健康保険の被保険者の人が全員65歳～74歳であること
- ③特別徴収の対象となる年金の年額が18万円以上であること
- ④国民健康保険税と介護保険料と合わせて、年金額の2分の1を超えないこと

区分	課税対象基準	医療保険分	介護保険分
A 所得割	前年の所得から33万円を控除した額	11.90%	2.15%
B 均等割	被保険者1人あたり	27,800円	9,300円
C 平等割	1世帯あたり	26,300円	5,600円
年税額(A+B+C)の限度額	—	56万円	9万円

区分	課税対象基準	医療保険分	後期高齢者支援金分	介護保険分
A 所得割	前年の所得から33万円を控除した額	9.50%	2.40%	2.15%
B 均等割	被保険者1人あたり	22,100円	5,700円	9,300円
C 平等割	1世帯あたり	21,000円	5,300円	5,600円
年税額(A+B+C)の限度額	—	47万円	12万円	9万円

※介護保険分の対象者は40歳以上65歳未満の被保険者です。

後期高齢者支援金分新設

平成20年度の税率・税額について

後期高齢者支援金分が新設されました。
※平成20年4月にスタートした後期高齢者医療制度の医療費の一部を74歳以下の人で支援するものです。税率につきましては、19年度の医療保険分を按分して算出しております。負担の増にはつながらない世帯が多いですが、限度額は3万円引き上げられています。

☎ 税務課市民係 ☎ 32-1111

6月1日から道路交通法が改正されます

平成19年6月20日に公布された道路交通法一部改正が、6月1日から施行されます。

後部座席など運転席・助手席以外の席でもシートベルト着用が完全義務化

運転者は、自動車を運転する際は、同乗者全員にシートベルトを装着させなければいけません。

自転車の運転者について注意すべき事項

保護者は、子どもが自転車を運転するときや、幼児を幼児用座席に乗せるときは、子どもに自転車乗車用ヘルメットを着用させるようにしなければなりません。

普通自転車の歩道通行可に「原則として自転車は車道通行」

歩道を通行できる場合

改正前

普通自転車の歩道通行可を意味する標識等があるとき

改正後

- ①「歩道通行可」の標識があるとき
- ②児童や幼児など政令で定める者が運転するとき
- ③車道または交通の状況に照らして、やむをえないと認められたとき

「高齢運転者標識」の表示、75歳以上は義務化

75歳以上の高齢運転者は、自動車の運転前に、高齢運転者標識を付けていることを確認し、運転しなければいけません。

聴覚障害者の免許取得「可」の範囲拡大、「聴覚障害者標識」の表示の義務化

一部の聴覚障害者について、車両にワイドミラーを装着すること等を条件として普通自動車免許を取得することは可能となります。ワイドミラーを装着しないと「免許条件違反」となります。

☎ 宇城警察署 ☎ 33-0110
☎ 危機管理課 ☎ 32-1766



児童手当の現況届 30日までに忘れずに提出を!

市では、児童手当の現況届の受け付けを行います。現在児童手当を受給している人は、市役所から送付された現況届用紙に必要事項を記入し、必要書類を添えて、6月30日までに手続きを行ってください。

現況届は、受給者の所得や子どもの養育状況を確認するために提出してもらうもので、届け出がないと6月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

また、これまで所得制限などで児童手当および特例給付を受けられなかった人や未請求の人で、該当すると思われる人はお問い合わせください。

なお、官公庁にお勤めの方は、勤務先で手続きを行ってください。

【支給対象】

12歳到達後最初の3月31日までの間にある児童(小学校修了前の児童)を養育している人に支給されます。ただし、前年(1月から5月までの月分については前々年)の所得が一定額以上の場合には支給されません。

【支給額(月額)】

- 3歳未満の児童 …… 一律 10,000円
- 3歳以上の児童
 - 第1子 …… 5,000円
 - 第2子 …… 5,000円
 - 第3子以降 …… 10,000円

【支払時期】

原則として、毎年2月(10月～1月分)、6月(2月～5月分)、10月(6月～9月分)に支給されます。

【現況届に必要な添付書類等】

- ☆請求者本人の健康保険被保険者証の写しなど
- 請求者が被用者(サラリーマン等)である場合
- ☆平成20年度児童手当用所得証明書

平成20年1月1日現在に宇城市に住所がなかった場合

- ☆請求者本人の振込み先の分かるもの(郵便局以外)

この他、必要に応じて提出する書類があります。

【提出先】

本庁 子育て福祉課・各支所健康福祉係・松合出張所

【提出期限】

6月30日(月)

☎ 本庁 子育て福祉課および各支所健康福祉係

子育て福祉課 ☎ 32-1111 (内線 1138)

三角支所 ☎ 53-1111 (内線 2123)

小川支所 ☎ 43-1111 (内線 4123)

不知火支所 ☎ 33-1111 (内線 3132)

豊野支所 ☎ 45-2111 (内線 5131)

平成20年度所得制限限度額表

扶養親族等数	自営業者 (国民年金加入者)	サラリーマン (厚生年金等加入者)
0人	460万円	532万円
1人	498万円	570万円
2人	536万円	608万円
3人	574万円	646万円
4人	612万円	684万円
5人	650万円	722万円

注) 老人控除対象配偶者または老人扶養親族がある場合は、1人につき6万円を加算します。



宇城市農業委員会委員一般選挙

【立候補予定者説明会】

6月16日(月) 午後3時～ 市役所新館1階第3会議室

【告示および立候補受付】

6月29日(日) 午前8時30分～午後5時 市役所2階庁議室

【投票日】

7月6日(日) 午前7時～午後6時 宇城市各投票所

※ 投票日に投票できない人は、期日前投票や不在者投票ができます。

☎ 宇城市選挙管理委員会事務局(総務課行政係) ☎ 32-1111 (内線 1222)

